

に「それは、統計的なものがある」と思ひ、それがわかたらしく願ひたいとの発言に対し、局長より、浴場の料金は、大人二百三十円、中人百十円、小人六十円という事で、これは知事が決定するという形で規制されている。福生の各公衆浴場の利用状況については、現在、一浴場平均約百人程度利用されているという事である。他市の状況についてはわかりかねる。との答弁があった後、採択すべきであるとの意見がござりましたので、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、採択すべきものと決定した次第でございます。よりしく御審議の上、当委員会決定という御議決賜りますよりお願い申し上げます。御報告いたします。

○議長（末次性男君） 以上で、委員長の審査報告は終わりました。これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。お諮りいたします。

陳情第十六号に対する委員会の報告は、採択と決定であります。本件は、委員会報告のとおり決することと御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第十六号は、委員会審査報告のとおり採択と決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十七 閉会中の継続審査（申し出についてを議題といたします）

総務、及び厚生委員長から、目下、当委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、御手元に御配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）御異議なしと認めます。よって、本件は申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（末次性男君）日程第十八 特定事件の継続調査について議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会から、継続調査の要求がありました。

本件は、お手元に御配付のとおり、閉会中の継続調査といいたしましたと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）御異議なしと認めます。よって、本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（末次性男君）以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって、昭和五十七年第四回福生市議会定例会と開会いたします。

午後十二時四十分 開会

署名議員

福生市議会議長

原 議員

松山 議員

村野 議員

末次性男

原 敏子

松山 清

村野 武男

昭和57年度

第 3 回

定期監査報告書

建設部 下水道課

福生市監査委員



福 監 発 第 2211 号

昭和 57 年 12 月 6 日

福 生 市 長

田 村 匡 雄 殿

福生市議会議長

末 次 性 男

福生市監査委員 山 下 久 吉

同 貫 井 喜 代 次

昭和 57 年度 第 3 回 定期監

査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 3 項の規定により定期監査を行った
ので、同条第 8 項の規定に基づき、その結果を次のとおり報告
します。



昭和57年度

第 3 回

定期監査結果報告書

I 監査の概要

1. 監査の対象

建設部下水道課

2. 監査の範囲

昭和56年度（昭和56年4月1日から昭和57年5月31日）に執行された財務に関する事務

3. 監査の実施期間

昭和57年6月14日から昭和57年8月9日まで

4. 監査の方針

監査の実施にあたっては、監査対象となった下水道課における事務が法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、主として次の事項について監査を実施した。

- (1) 予算の執行状況について
- (2) 受益者負担に関する事務について
- (3) 下水道使用料に関する事務について
- (4) 水洗便所改造資金助成及び融資のあっせんに関する事務について
- (5) 下水道の維持管理に関する事務について
- (6) 排水設備に関する事務について
- (7) 下水道工事に係る事務について
- (8) 備品の管理状況について

II 監査の結果

年々増大する事務量にもかかわらず、担当職員の努力により概ね適正に事務処理がなされていると認められるが、一部に是正及び検討を必要とする事項が若干見受けられたので、今後の事務執行にあたっては十分留意されたい。

以下若干の意見を付し、その概要について記述する。

1. 下水道課の事務分掌は次のとおりである。

(1) 管理係

- ① 下水道事業会計予算に関すること。
- ② 下水道事業の計画及び調整に関すること。
- ③ 下水道事業の認可申請に関すること。
- ④ 流域下水道に関すること。
- ⑤ 受益者負担に関すること。
- ⑥ 下水道使用料に関すること。
- ⑦ 量水器の検針及び使用水量の認定に関すること。
- ⑧ 水洗化の助成融資に関すること。
- ⑨ 課内庶務に関すること。

(2) 維持係

- ① 下水道施設の維持管理及び修繕に関すること。
- ② 下水道台帳の整備及び保管に関すること。
- ③ 水質検査に関すること。
- ④ その他維持に関すること。

(3) 工務係

- ① 下水道工事（排水設備工事を除く）の設計、施行及び監督に関すること。
- ② 横田基地関連下水道工事の設計、施行及び監督に関すること。
- ③ その他工務に関すること。

(4) 排水設備係

- ① 排水設備工事に関すること。
- ② 除害施設の設置指導に関すること。
- ③ 水洗化の普及促進に関すること。
- ④ 指定下水道工事店に関すること。
- ⑤ その他排水設備に関すること。

2. 職員の配置状況は次のとおりである。

区分	職名	課長	係長	主事及び技師	主事補及び技師補	計
下水道課		1人	4人	16人	1人	22人
	管理係	—	1	4	1	6
	維持係	—	1	2	—	3
	工務係	—	1	8	—	9
	排水設備係	—	1	2	—	3

3. 予算の執行状況について

予算の執行状況は、別表1のとおりであり、概ね適正に執行されているものと認められるが、(イ)事業費(ロ)下水道整備費(ハ)管渠費の委託料から工事請負費へ18,383,000円流用している。これは、年度末近くになって設計変更があり、工事費が増額になった為とのことであるが、予算流用は、予算執行上例外的なものである。今後予算執行にあたっては、慎重な運用を期されたい。

4. 受益者負担に関する事務について

公共下水道事業に係る受益者負担金制度は、昭和53年度から実施され、以後、毎年度工事施行予定区域を賦課区域に定め、最終的には、市内全域にわたって賦課徴収される。負担金の納付方法は、5年分割で更に1年を4回

に分けている。また、5年分を一括で納めることもできるようになっている。

本年度の賦課面積は、49.22ヘクタールで、納入義務者は2,247人である。監査の結果、関係諸帳簿並びに書類は、概ね適正に事務処理されていると認められるが、次の事項については留意されたい。

(1) 歳入の調定について

受益者負担金の調定は、昭和56年6月24日に68,110,780円(7,614件)調定されているが、その後は、地積訂正、納入方法の変更等により、随時変更しているにもかかわらず、年度末になってまとめて2,336,060円(167件)が調定されている。

歳入調定は、歳入しようとする時調定を行うべきものである。今後は台規の処理を行うよう是正されたい。

(2) 滞納繰越分の整理について

受益者負担金は、昭和53年度から賦課徴収されているが、その後、年々滞納額が増加している。本年度は調定額4,476,590円(1,264件)の内、収入済額1,302,880円で、徴収率は29.1%と低率になっている。担当課では督促状の発送(年2,160件)、電話催告等をしているとのことであるが、今後は、特に訪問徴収を実施する等、なお一層の努力を期待する。

5. 下水道使用料に関する事務について

下水道使用料は、使用者が排出した汚水の量に応じ算出される。本年度の汚水排出量は別表2のとおりである。

このことについては、適正に事務処理されていると認められた。

なお、下水道使用量の集金は、水道水については「福生市の下水道使用料徴収業務に要する経費の負担等に関する協定」により、東京都へ委託(本年度の委託料11,240,075円)しており、水道水以外の水(井戸水等)は、揚水のメ

ーター器等により、検針、集金を行っている。本年度の下水道使用料

152,530,125円の内70,362,000円(47.6%)が横田基地からの収入である。

6. 水洗便所改造資金助成及び融資のあっせんに関する事務について

処理区域内の家屋を水洗便所に改造した場合、持家は20,000円、貸家、アパート等は5,000円の補助金を交付している。本年度の交付状況は、別表3のとおりである。また、水洗便所への改造工事資金として、持家は250,000円以内、貸家、アパート等は大便器1個につき80,000円以内の融資のあっせんを実施しており、この利率についても年3%の利子補給を行っている。あっせん状況は、別表4、利子補給状況は、別表5のとおりである。

以上の事務処理は、概ね適正と認められるが、支給台帳の年度区分がわかりづらいので、明確にされたい。

7. 下水道の維持管理に関する事務について

当該維持管理に関する事務は、概ね良好と認められる。

水質検査は、市内8ヶ所で年4回実施されており、下水道台帳も整備されている。また、本年度の供用開始区域の公示は、別表6のとおりで、合計415.83ヘクタールになり、普及率(水洗便所可能区域)は62.9%である。

8. 排水設備に関する事務について

水洗便所への改造状況は、別表7のとおりで概ね良好と認められる。

なお、くみ取り便所については、下水道法第11条の3第1項で「供用開始の公示から3年以内に、水洗便所に改造しなければならない」と義務づけられており、3年以内に水洗便所に改造できなかった世帯について、アンケート調査を実施している。調査結果は、別表8のとおり種々な理由がある。

3. 下水道工事に関する事務について

本年度は、管渠布設面積102.83ヘクタール、管渠延長25,654メートルを施工した。

(1) 契約変更について

本年度の工事件数 51 件の内、34 件（66％）が設計変更等により、金額あるいは工期の契約変更を行なっている。

金額変更の内訳は

増額 16件 71,740,000 円

減額 15件 △24,460,000 円

差引 47,280,000 円

となっている。

下水道工事は、地下を掘削するため、埋設物等不明確な部分があるので、ある程度理解もできるが、事前調査を十分実施することにより、さけられたものもある。今後は、安易な変更が生じないように十分留意されたい。

(2) 工事監督日誌について

当該日誌は、前回の定期検査で、「整えるよう検討願いたい」との指摘があったが、現在においても整備されていなかった。日誌は、今後の重要な参考資料となるので、日々の出来事の足跡をのこすよう検討されたい。

10. 備品の管理状況について

台帳が整備されており、特に指摘する事項は見受けられなかった。

別表 1

予 算 執 行 状 況

歳 入

款 項 目	予 算 現 額			調 定 額
	予 算 額	繰越事業繰越 財源充当額	計	
7. 分担金及び負担金	149,429,000	91,596,000	241,025,000	236,169,373
2. 負 担 金	144,118,000	91,596,000	235,714,000	230,858,048
2. 土木費負担金	65,061,000	91,596,000	156,657,000	152,655,588
9. 国庫支出金	1,847,205,000	584,817,000	2,432,022,000	2,423,764,773
2. 国庫補助金	1,152,701,000	584,817,000	1,737,518,000	1,731,314,501
3. 土木費国庫 補助金	563,285,000	478,400,000	1,041,685,000	1,037,943,125
15. 諸 収 入	756,531,000	0	756,531,000	734,293,830
5. 雑 入	545,016,000	0	545,016,000	521,012,274
1. 雑 入	545,016,000	0	545,016,000	521,012,274

歳 出

款 項 目	予 算 現 額			支 出 済 額
	予 算 額	繰越事業費 繰 越 額	計	
8. 土 木 費	2,316,174,000	611,332,000	2,927,506,000	2,532,373,067
2. 都市計画費	1,804,467,000	550,202,000	2,354,669,000	1,964,770,938
3. 下水道費	690,000,000	0	690,000,000	690,000,000
4. 都市下水路費	2,968,000	0	2,968,000	2,968,000
8. 西住宅地区 周辺排水路費	378,900,000	52,242,300	431,142,300	512,482,988

(一 般 会 計)

(下水道課所管分)

単位 (円)

収入済額	収 入 率 (%)		備 考
	予算対比	調定対比	
170,941,273	70.9	72.4	西住宅地区周辺排水路整備事業負担金
165,629,948	70.3	71.7	
87,594,588	55.9	57.4	
212,376,477	87.3	87.6	西住宅地区周辺排水路整備事業補助金
143,131,450	82.4	82.7	
737,943,125	70.8	71.1	
734,293,830	97.1	100.0	西住宅地区周辺排水路整備事業補助金(過年度収入)
521,012,274	95.6	100.0	
521,012,274	95.6	100.0	

単位 (円)

繰越明許費	不 用 額	執行率 (%)	備 考
378,900,000	16,232,933	86.5	
378,900,000	10,998,062	83.4	
0	0	100.0	
0	0	100.0	
378,900,000	9,940,012	56.9	

予 算 執 行 状 況

歳 入

款 項 目	予 算 現 額			調 定 額
	予 算 額	繰越事業繰越 財源充当額	計	
1. 分担金及び負担金	68,975,000	0	68,975,000	74,923,430
1. 負 担 金	68,975,000	0	68,975,000	74,923,430
1. 下水道事業 受益者負担金	68,975,000	0	68,975,000	74,923,430
2. 使用料及び手数料	148,706,000	0	148,706,000	153,451,670
1. 使 用 料	148,706,000	0	148,706,000	153,451,670
1. 下水道使用料	148,706,000	0	148,706,000	153,451,670
3. 国庫支出金	139,314,000	0	139,314,000	139,314,000
1. 国庫負担金	7,314,000	0	7,314,000	7,314,000
1. 下水道費 国庫負担金	7,314,000	0	7,314,000	7,314,000
2. 国庫補助金	132,000,000	0	132,000,000	132,000,000
1. 下水道費 国庫補助金	132,000,000	0	132,000,000	132,000,000
4. 都 支 出 金	20,000,000	0	20,000,000	20,000,000
1. 都 補 助 金	20,000,000	0	20,000,000	20,000,000
1. 下水道費 都 補 助 金	20,000,000	0	20,000,000	20,000,000
5. 繰 入 金	690,000,000	0	690,000,000	690,000,000
1. 他会計繰入金	690,000,000	0	690,000,000	690,000,000
1. 一般会計 繰 入 金	690,000,000	0	690,000,000	690,000,000
6. 繰 越 金	30,084,000	91,596,000	121,680,000	121,680,439
1. 繰 越 金	30,084,000	91,596,000	121,680,000	121,680,439
1. 繰 越 金	30,084,000	91,596,000	121,680,000	121,680,439

(下水道事業会計)

(下水道課所管分)

単位 (円)

収入済額	収 入 率 (%)		備 考
	予算対比	調定対比	
69,237,300	100.4	92.4	下水道事業受益者負担金
69,237,300	100.4	92.4	
69,237,300	100.4	92.4	
152,165,340	102.3	99.2	下水道使用料
152,165,340	102.3	99.2	
152,165,340	102.3	99.2	
139,314,000	100.0	100.0	流域下水道防衛施設分負担金
7,314,000	100.0	100.0	
7,314,000	100.0	100.0	
132,000,000	100.0	100.0	下水道管理設費補助金
132,000,000	100.0	100.0	
20,000,000	100.0	100.0	
20,000,000	100.0	100.0	下水道管理設費補助金
20,000,000	100.0	100.0	
20,000,000	100.0	100.0	
690,000,000	100.0	100.0	前年度繰越金
690,000,000	100.0	100.0	
690,000,000	100.0	100.0	
121,680,439	100.0	100.0	前年度繰越金
121,680,439	100.0	100.0	
121,680,439	100.0	100.0	